

平成 27 年 10 月 16 日

各 位

大和証券株式会社

「ジュニア NISA」口座開設の事前受付について

大和証券株式会社(以下、大和証券)は、来年 4 月よりスタートする「未成年者少額投資非課税制度(ジュニア NISA)」に向けた口座開設の事前受付を、10 月 19 日(月)より開始いたします。

大和証券は、これまで未成年者に対する投資教育活動の一環として、子どもたちを対象とした職業体験型テーマパーク「キッズニア」の東京・甲子園(兵庫)の両施設にて、証券コンサルティングパビリオンの提供や、当社グループが執筆・編集した金融・経済に関する書籍の小学校及び全国の公共図書館等への寄贈などを行って参りました。

今後も、「貯蓄から投資への時代」に向けて、ジュニア NISA を通じた未成年者への投資環境をご提供するとともに、引き続き投資教育活動を行って参ります。

以 上

■ 手数料等およびリスクについて

- ・ 当社の取扱商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等をご負担いただく場合があります(「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗(支店担当者)経由でお取引いただいた際の国内株式委託手数料は約定代金に対して最大1.24200%(税込)、ただし、最低2,700円(税込)、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をお読みください。

■ ご投資にあたっての留意点

- ・ 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。

■ 未成年者少額投資非課税制度(ジュニア NISA)に関する留意事項

- ・ ジュニア NISA 口座は、すべての金融機関を通じて、1人1口座に限り開設することができます。また、ジュニア NISA 口座開設後は金融機関の変更ができません。(廃止後の再開は可能です。)
- ・ 口座開設者が18歳になるまで^{※1}に、ジュニア NISA 口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニア NISA 口座を廃止することになります。^{※2}
^{※1} 3月31日時点で18歳である年の前年12月31日まで
^{※2} 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。(このときもジュニア NISA 口座を廃止することになります。)
- ・ ジュニア NISA 口座にて運用される資金は、口座開設者本人に帰属する資金に限定されません。
- ・ ジュニア NISA 口座の損益については、他の口座で保有する上場株式等の配当金、売買損益等との損益通算はできません。
- ・ 国内上場株式の配当金、ETF・REIT の分配金は、証券会社で受取る場合(株式数比例配分方式を選択されている場合)のみ非課税となります。
- ・ 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はジュニア NISA 口座以外の口座でも非課税であるため、ジュニア NISA 口座の非課税メリットを享受できません。
- ・ 現在、ジュニア NISA 口座以外の口座で保有されている上場株式等をジュニア NISA 口座に移すことはできません。
- ・ ジュニア NISA 口座で保有されている上場株式等を、他の金融機関のジュニア NISA 口座に移管することはできません。
- ・ ジュニア NISA 口座で購入できる金額(非課税投資枠)は年間80万円までです。銘柄の入れ替えやスイッチング[※]も、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。
[※]大和証券では、スイッチングのご利用はできません。
- ・ その年の非課税投資枠の未使用分を、翌年以降に繰越すことはできません。

(平成27年10月現在)

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

